

指名停止措置について

令和 7 年 1 月 2 3 日
砺波市企画総務部財政課

- 1 指名停止業者名及び住所
株式会社佐藤渡辺（代表取締役社長 鎌田 修治）
東京都港区南麻布 1－1 8－4
- 2 指名停止期間
令和 7 年 1 月 2 3 日～令和 7 年 3 月 2 2 日（2 か月）
- 3 指名停止の範囲
砺波市が発注する建設工事
- 4 事実の概要
株式会社佐藤渡辺の石川営業所長が、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和 6 年 1 0 月 7 日、郡山区検に談合罪で略式起訴されたもの。
- 5 措置の理由
砺波市建設工事等指名停止要領第 3 条第 1 項別表第 2 第 1 5 号イに該当するものである。

【砺波市建設工事等指名停止要領（抜粋）】
（指名停止）

第 3 条 有資格業者が別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより情状に応じて期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
(15) 県外の工事等に関し、次のア又はイに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア 代表役員等	4 箇月以上 24 箇月以下
イ 一般役員等又は使用人	2 箇月以上 24 箇月以下